

和水町中学生海外短期派遣事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、海外に派遣する中学生に対し、予算の範囲内においてその経費を補助し、その国の伝統、文化、自然、産業、教育等を学ぶとともに、交流を通して国際感覚やコミュニケーション能力の形成を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和水町に住所を有する中学生
- (2) 事業目的を達成するための学習意欲及び参加意欲を有する生徒
- (3) 事業参加について保護者の同意を得た生徒
- (4) 心身ともに健康で、規律ある行動ができ、協調性に富み、指導者の指示に従い、団体生活、海外生活に適応できる生徒
- (5) その他和水町教育委員会が別に定める参加要件に同意する生徒

(補助対象及び補助金の額)

第3条 補助金交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
ア 交通費（鉄道賃、航空賃、船賃、バス賃等の合計額）	補助対象経費の4分の3以内。ただし、就学援助生徒は10分の9以内とする。 なお、派遣者負担額の上限を30,000円とし、これを超過した額を補助金額とする。
イ 宿泊料	
ウ 海外旅行保険料	
エ その他教育委員会が特に必要と認める経費	

(派遣申込)

第4条 海外派遣を希望する生徒は、和水町中学生海外短期派遣事業申込書（様式第1号）を和水町教育委員会に提出しなければならない。

(選考)

第5条 中学生の派遣人員は10人以内とし、和水町教育委員会は、申込者の中から選考により派遣者を決定し、和水町中学生海外短期派遣事業派遣に係る決定通知書（様式第2号。以下「派遣決定通知書」という。）にて通知する。

(補助金の交付申請)

第6条 派遣決定通知書により派遣の認定を受けた生徒の保護者は、指定された期日までに、和水町中学生海外短期派遣事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）により補助金の交付申請をするものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 補助金の交付決定は、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に和水町中学生海外短期派遣事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通

知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は、概算払いにより交付することができる。

(補助決定の取消し及び返還)

第9条 補助金が交付された後に、自己の都合により参加を取り消したときは、
和水町中学生海外短期派遣事業補助金返還命令通知書（様式第5号）により、
補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(実績報告)

第10条 実績報告は、第6条の交付申請書によってなされたものとみなす。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長
が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。